

横浜市パーキング・パーミット制度 (横浜市障害者等用駐車区画利用証制度) を開始します ～インクルーシブなまちを目指して～

車いす使用者をはじめとした、歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のために設置されている車いす使用者用駐車区画の適正利用を推進するため、県内では初めてとなる横浜市パーキング・パーミット制度（横浜市障害者等用駐車区画利用証制度）を導入いたします。

1 制度概要

特定の要件を満たすご本人またはご家族からの申請に対して、横浜市から利用証を発行します。この利用証を車いす使用者用駐車区画に駐車する際、ルームミラーなどへ掲げていただくことで、安心して駐車できるようにするとともに、適正な利用を促進する制度です。

※利用証を掲示することにより、車いす使用者用駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。

利用イメージ
(ルームミラーにかける)



利用証イメージ



障害者・高齢者等を対象とした無期限のもの



妊産婦・けが人等を対象とした有期限のもの

2 利用証の交付対象者

歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のうち、次の方

対象者	要件	利用証の種類
高齢者	要介護認定者	無期限の利用証
障害者（身体・精神・知的）	等級による	
難病患者	受給者証の取得者（小児を含む）	
妊産婦	母子手帳取得時から産後 1 年まで	有期限の利用証
けが人	医師の診断書による	

3 利用証申請の受付開始日

令和6年7月1日（月）から申請受付を開始

4 利用証の申請方法

以下のフォームによる電子申請又は郵送による申請とし、身体障害者手帳や診断書の写しなど必要書類を確認のうえ、利用証を申請者に郵送します。

（申請受理から発送まで2週間程度を予定していますが、申請状況により、時間を要する場合があります。）

<電子申請フォーム>



申請の受付は7月1日から開始です

<郵送申請方法>

下記の郵送申請先まで必要書類を郵送してください。

（封筒及び郵送料は自己負担となります。）

◇必要書類

①交付申請書 ②要件を満たすことが確認できる書類

◇郵送先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

健康福祉局福祉保健課 利用証制度担当 宛

お問い合わせ先
健康福祉局 福祉保健センター担当課長 工藤 恵子 Tel 045-671-3563